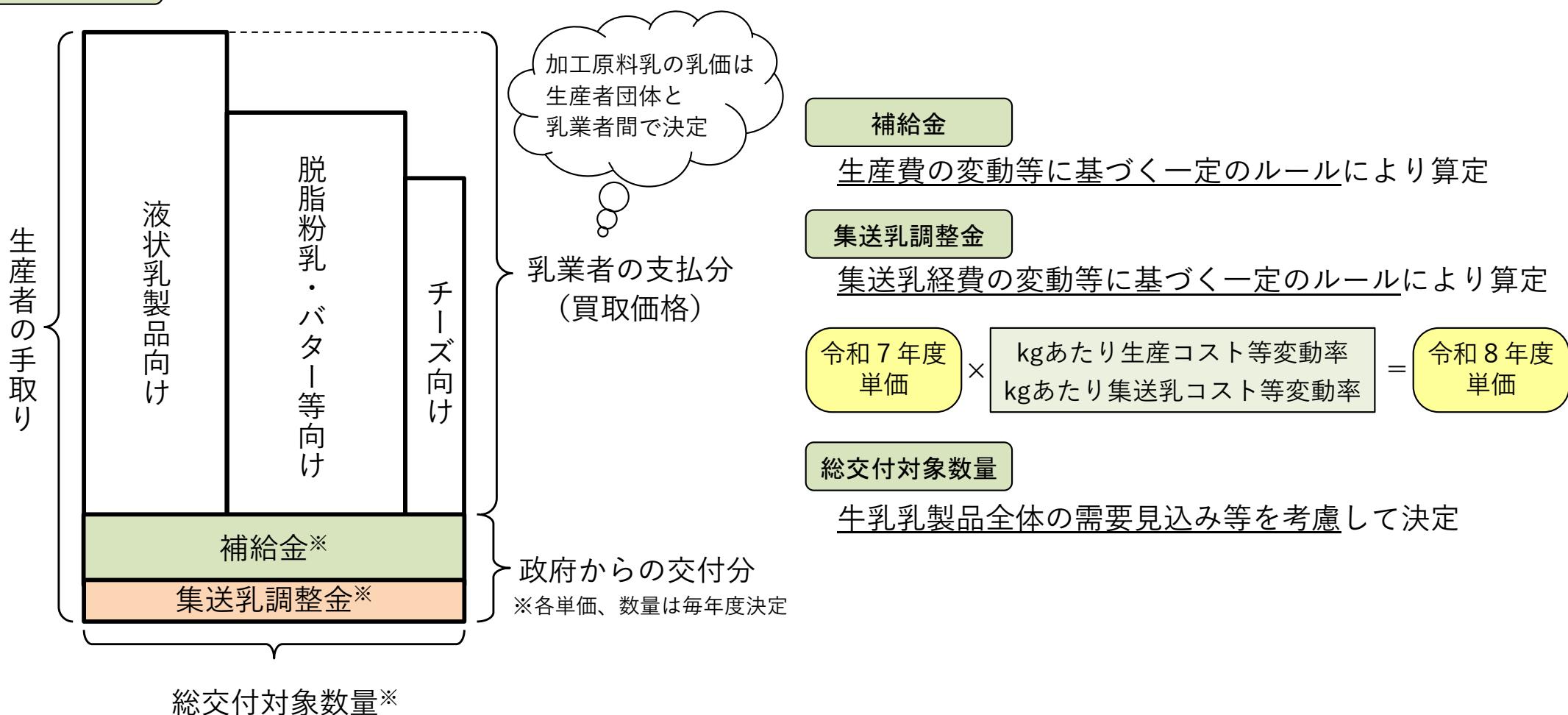


# 〈畜産物価格制度の概要〉

# 加工原料乳生産者補給金制度の概要

- 生産コストと比べて乳価が低い加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び液状乳製品向けの生乳)について、生産者に補給金を交付することにより、加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産を確保し、生乳需給の安定を図る。
- 加えて、あまねく地域から集送乳を行うことを確保するため、指定事業者(ホクレン等)に対して集送乳調整金を交付する。

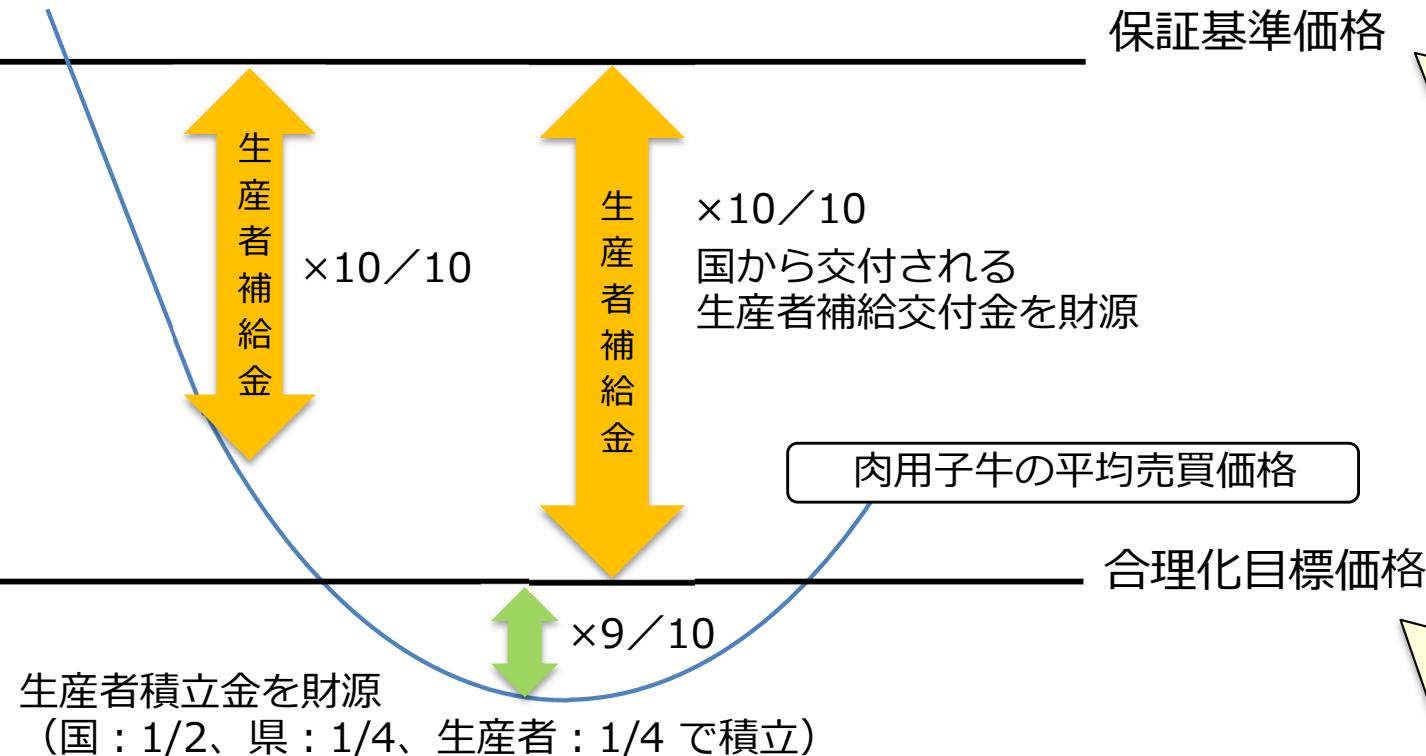
## 仕組み



# 肉用子牛生産者補給金制度

- 本制度では、牛肉の輸入自由化後における肉用子牛価格の低落に対処するとともに、中長期的には肉用牛生産の合理化により輸入牛肉に対抗し得る国産牛肉価格の実現を図るため、保証基準価格と合理化目標価格を設定。

## 【黒毛和種の場合】



肉用子牛の生産条件や需給事情等を考慮し、**肉用子牛の再生産を確保**することを旨として定められる価格

**輸入牛肉に対抗し得る肉用牛生産の確立**を図るため、繁殖農家・肥育農家の生産の合理化により、その実現が必要な目標価格

# 鶏卵生産者経営安定対策事業

## <対策のポイント>

鶏卵価格が低落した場合、価格差補填を行い、更に低落した場合、鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援するとともに、確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援することで、鶏卵の需給と価格の安定を図ります。

## <政策目標>

鶏卵価格の安定化(卸売価格の変動幅: 平均卸売価格の±25%以内[毎年度])

### <事業の内容>

#### 鶏卵生産者経営安定対策

##### 1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限）の9割を補填します。  
〔2. の事業への協力金の拠出が要件〕【積立金】国：生産者 = 1 : 5

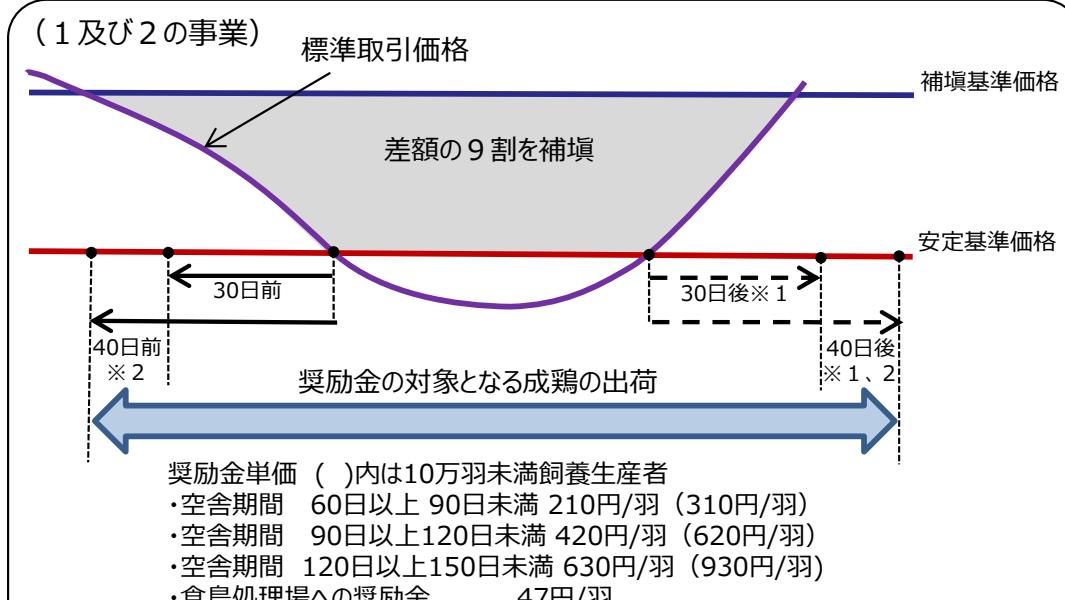
##### 2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の日々の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日（10万羽未満飼養生産者は40日）前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付します。【協力金】国：生産者 = 3 : 1

##### 3. 需給見通しの作成等

需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、事業実施主体による確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

### <事業イメージ>



※1 安定基準価格を上回る日の前日までに、食鳥処理場に予約されている場合。

※2 10万羽未満飼養生産者に限る。

### (3の事業) 需給見通しの作成



### 需要に応じた生産・供給

